

# 福岡県公報

平成25年11月19日  
第3549号

## 目次

### 告示 (第1729号 - 第1735号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 2
- 土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) ..... 2
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) ..... 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 2

### 公安委員会

- 交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部警務課) ..... 2

## 告示

### 福岡県告示第1729号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成25年11月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	-----------	-----------

田川	県道	英彦山 香春線	前	香春町大字高野885番1 先から 香春町大字高野854番1 先まで	4.2 ～ 6.6	109.0
			後	香春町大字高野885番1 先から 香春町大字高野854番1 先まで	5.7 ～ 25.0	

### 福岡県告示第1730号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年11月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成25年11月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	英彦山 香春線	香春町大字高野885番1先から 香春町大字高野854番1先まで

### 福岡県告示第1731号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年11月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成25年11月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
----------	-----	---------

南筑後	柳川線 筑後線	柳川市三橋町吉開771番1先から 柳川市三橋町吉開584番1先まで
-----	------------	--------------------------------------

**福岡県告示第1732号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年11月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	386号	朝倉市杷木穂坂96番1先から 朝倉市杷木穂坂46番3先まで

**福岡県告示第1733号**

三井郡床島堰土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年11月19日

福岡県知事 小川 洋

就任理事

氏名	住所
松本 政次	久留米市北野町八重亀588番地2
黒岩 太雲	小郡市古飯560番地3
高松 豊茂	小郡市八坂556番地1
中垣 利男	三井郡大刀洗町大字高樋1447番地2
牟田 治男	三井郡大刀洗町大字春日720番地1

**福岡県告示第1734号**

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成25年11月19日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代12月号	雑誌15277-12	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント12月号	雑誌15115-12	株式会社竹書房	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

**福岡県告示第1735号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年11月19日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
築上郡吉富町大字広津735番1、735番3、735番12、735番13、736番1、737番1及び738番1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階  
株式会社 コスモス薬品  
代表取締役 宇野 正晃

公安委員会

福岡県公安委員会規則第11号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成25年11月19日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県糸島警察署の部二丈交番の項中「二丈深江525番地の1」を「二丈深江525番地1」に改め、同部野北駐在所の項中「志摩野北2163番地の1」を「志摩野北2163番地1」に改め、同部可也駐在所の項中「志摩初26番地の8」を「志摩初26番地8」に改め、同部引津駐在所の項中「志摩久家2397番地の2」を「志摩久家2397番地2」に改め、同部大門駐在所の項中「大門72番地の3」を「大門72番地3」に改め、同部長糸駐在所の項中「長野1546番地の3」を「長野1546番地3」に改め、同部福吉駐在所の項中「二丈吉井4074番地の50」を「二丈吉井4074番地50」に改め、同表福岡県直方警察署の部小竹交番の項中「大字勝野3765番地の93」を「大字勝野3765番地93」に改め、同表福岡県田川警察署の部糸田交番の項中「3685番地の3」を「3685番地3」に改め、同部夏吉駐在所の項中「大字夏吉1694番地の3」を「大字夏吉1694番地3」に改め、同部楠駐在所の項中「大字楠2443番地の1」を「大字楠2443番地1」に改め、同部伊加利駐在所の項中「大字伊加利953番地の8」を「大字伊加利953番地8」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。